

資料 3

住基法改正等に関する 主な論点（その3）

通称名の実務上の取扱いについて（案）

1. 外国人登録制度における実務上の取扱い

○ 趣旨・内容

・ 通称名は、本来の外国人登録原票の登録事項ではないが、

①氏名と同様に、社会生活上の個人を特定、識別する効用があると考えられていること

②外国人の社会生活上の利便性

を考慮して、行政運用で本名に併記する形で登録することを認めている。

・ 通称名の登録は1つに限られる。

・ 通称名として登録を認められるのは、本名以外で実際に日常生活において使用している氏名であり、原則としてこれから使用しようとする通称名の登録は認められない。

○ 立証資料について

・ 通称名を登録、変更登録する場合には、当該通称名が社会生活上日常的に用いられていることについて、立証資料（不動産登記簿謄本、勤務先又は学校等の発行する身分証明書、通称名で受領している郵便物等）で使用実態を確認する取扱いとなる。

○ 例外的に、本邦における使用実績がない状況で通称名の登録が行われる例として、

①通称名を有する外国人の子として出生した場合、

②日系人の氏名の日本式氏名部分を登録する場合、及び

③婚姻等身分行為により相手側日本人の氏（通称名を有する外国人の通称名氏を含む。）を登録する場合

などがあるが、これは、所持する旅券、父等の戸籍謄本、出生・婚姻等の届出証明書等によりこれらの通称名が確認されれば今後使用されることについて特段の疑義がないと考えられることによる。新規入国者で上記①から③の事例に該当しない場合に、通称名を創設的に登録することは適当ではない。

（「外国人登録法逐条解説」（田村満著）及び「外国人登録事務取扱要領別冊」（事例・重要通知集）を基に作成）

2. 住民基本台帳制度における取扱いについて

○ 外国人住民の通称名について、当該外国人住民の希望を踏まえ、住民票の備考欄に記載することができることとする場合、現行の外国人登録制度における実務上の取扱いを基本としたらどうか。

○ ただし、現行の取扱いにおいて、課題となる点を踏まえて修正したらどうか。

（例）他市区町村からの転入と同時に郵便物により通称名の変更を頻繁に繰り返すケース

外国人住民の世帯主との続柄を証する文書について（案）

1. 外国人登録制度における疎明資料の取扱い

- 疎明資料
 - ・ 家族事項を最初に登録する場合は、申請書の記載に基づき登録する。ただし、申請の内容について事実を疑うに足りる相当の理由があるときは、事実の調査を行うこととする。
 - ・ 家族事項を変更登録する場合は、原則として変更を生じたことを裏付ける文書を提出させるものとするが、市区町村において、婚姻、離婚等の届出事実や、その他の世帯・家族状況に関連する行政上の資料の内容等から変更があった場合又は出入(帰)国を事由とする変更があった場合など、申請の内容に特段の疑いがない場合は、文書の提出を省略して差し支えない。
- 変更を生じたことを証する文書の例示について
 - ・ 戸籍謄本
 - ・ 市区町村長又は駐日外国公館が発給する婚姻、認知、養子縁組の届出があったことを証する文書

（例）・ 外国人が日本の方式で婚姻又は認知を行った場合、当該婚姻届等を資料として変更登録の申請を受理することができる。

 - ・ 駐日韓国領事が発行する戸籍届出受理証明書を出して変更登録の申請があった場合、受理して差し支えない。

（「外国人登録事務取扱要領」及び「外国人登録事務取扱要領別冊」（事例・重要通知集）を基に作成）

2. 住民基本台帳制度における続柄を証する文書の取扱いについて

- 外国人住民の世帯員と外国人住民である世帯主との続柄を証する文書については、次の文書等を想定することで良いか。
 - ・ 戸籍法に基づく届出に係る戸籍届出受理証明書・届出記載事項証明書（婚姻、離婚、出生、養子縁組、養子離縁など）
 - ・ 外国政府等（駐日外国公館を含む）が発行する、①戸籍に相当する家族関係を証する文書、②身分変動（出生、婚姻等）があったことを証する文書